

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市大塚町一五四五番地、最後の住所千葉県柏市宿連寺四二二番地九

被相続人 亡 安藤富士子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

事務所千葉県柏市中央町二一 柏セシ
タビル四階 柏グリーン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 秋谷 圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区東千葉一丁目三番、最後の住所千葉県中央区東千葉一丁目三番一棟七〇八号

被相続人 亡 和田 守章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

事務所千葉県市中央区中央四丁目八番八号
日進ビル七階 あおばの風法律事務所
相続財産清算人 弁護士 名雪 圭亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区若宮三丁目五六番、最後の住所東京都中野区若宮三丁目五六番一六号

被相続人 亡 荒木 豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

事務所東京都中央区明石町一一一五ミキ
ジ明石町ビル四階 東京桜橋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 楠 慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市上柚木三丁目五番地、最後の住所東京都八王子市上柚木三丁目五番地四一五〇九

被相続人 亡 吉弘 久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地
二二ワズビル三〇一弁護士法人くすのき
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 狩集 英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市小木金田新田四一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 立木 久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

事務所新潟県佐渡市河原田本町三九四番地
法テラス佐渡法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区樋曾一一四五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 赤沼 實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

事務所新潟市中央区上大川前通八番町一二
五五LSビル三階 松岡功太郎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松岡功太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区神道寺三丁目三番、最後の住所新潟市中央区神道寺三丁目三番一

被相続人 亡 寺島 紅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月末日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

事務所新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地
西堀一番町ビル四〇一
相続財産清算人 弁護士 山田 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田西一丁目七八〇番地、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖町河口二四二三番地のんびつじ河口湖

被相続人 亡 大森由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

山梨県甲府市丸の内一丁目二二番二七号鶴田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鶴田 和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市北方二二三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 伊藤 道之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

長野県飯田市大瀬木四〇五六番地一
相続財産清算人 司法書士法人木下事務所
代表者社員 木下 伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市北方二九番地一九、最後の住所長野県飯田市北方二九番地一九

被相続人 亡 勝又 正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

長野県飯田市鈴加町二一六一 弁護士
法人はら協同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 原 愛実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区宮坂一丁目三〇番、最後の住所静岡県熱海市泉二四一番地 東熱海マリンハイツ一〇二 被相続人 亡 小林 享子

第 41 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 9 日

大阪市福島区福島 3 丁目 14 番 24 号

イカリソース株式会社

代表取締役 社長執行役員 上林 賢一

(2026 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

貸借対照表の要旨

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,198	流 動 負 債	1,691
固 定 資 産	1,707	固 定 負 債	1,141
有形固定資産	1,445	負 債 合 計	2,833
投資その他の資産	262	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	983
		資 本 金	350
		資 本 剰 余 金	320
		利 益 剰 余 金	313
		そ の 他 利 益 剰 余 金	313
		(うち当期純利益)	(242)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	88
		純 資 産 合 計	1,072
資 産 合 計	3,905	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,905

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市上伊形町五八七番地、最後の住所宮崎県延岡市鯛名町九〇八番地一

被相続人 亡 渡邊 誠喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二五号
メットライフ名古屋丸の内ビル八階 森
澤・三好法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三好裕一朗